

【参考】特別支援学校教諭免許状の取扱いについて（文部科学省初等中等教育局教職員課 2009年3月）

## 1 基本的な考え方

### ◆ 教育職員免許法の改正の主な内容（H19.4.1施行）

- 特別支援教育領域ごとに授与  
（「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「肢体不自由者」、「病弱」の5領域）
- 特別支援学校教諭免許状の取得には3年間の実務と最低6単位以上の単位修得を必要とする。
- 免許取得後、単位修得により、特別支援教育領域を追加することができる。
- 領域の追加については、免許状を授与した教育委員会に追加の申請をする。
- 盲・聾・養護学校教諭免許状を所有している場合、特別支援学校教諭免許状（養護学校教諭免許状の場合は知的・肢体・病弱領域）を授与されたものとみなす。

## 2 特別支援学校教諭免許状の取扱いの要点

### ◆ 盲・聾・養護学校教諭免許状所有者は、新教育領域追加の場合も、領域の追加として取り扱う。

#### <例>養護学校教諭二種免許状所有者が視覚領域を追加する場合

視覚障害に関する科目（2単位）を修得し、養護学校教諭二種免許状に視覚領域を追加

#### <例>養護学校教諭一種免許状保有者が聴覚領域を追加する場合

聴覚障害に関する科目（2単位）を修得し、養護学校教諭二種免許状に聴覚領域を追加  
又は  
（養護学校教諭二種免許状を保有している場合）  
聴覚障害に関する科目（4単位）を修得し、養護学校教諭一種免許状に聴覚領域を追加

### ◆ 盲・聾・養護学校教諭免許状保有者が新教育領域を追加する場合にも、第1欄、第3欄の単位を修得する必要はない。

#### <例>養護学校教諭二種免許状に視覚領域を追加する場合

第2欄の視覚に関する科目2単位のみを修得すれば視覚領域を追加可能

### ◆ 領域追加については、実務を必要とする。

#### <例>領域を追加しようとして単位を修得している場合

二種免許状に領域追加する場合は、幼・小・中・高等学校の教員として1年間の勤務が必要  
（一種免許状については、特別支援学校教員として1年間の勤務が必要）

### ◆ 特別支援学校教諭免許状の一種への上進について、必要となる在職年数は、授与を受けようとする二種免許状に定められる領域のうち、いずれか一つ以上に係るもので足りる。

#### <例>特別支援学校教諭二種免許状（視覚・聴覚領域）を上進する場合

視覚障害の児童生徒を3年間指導すれば、視覚・聴覚領域の一種免許状を取得可能